

平成30年第2回定例会 市民厚生常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成30年6月21日(木) 午前9時57分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第83号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
 議第84号 村上市児童公園条例の一部を改正する条例制定について
 議第85号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第86号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
 議第90号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 4 出席委員(8名)
- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 尾形修平君 | 2番 | 大滝国吉君 |
| 3番 | 平山耕君 | 4番 | 稲葉久美子君 |
| 5番 | 木村貞雄君 | 6番 | 長谷川孝君 |
| 8番 | 河村幸雄君 | 9番 | 渡辺昌君 |
- 5 欠席委員
なし
- 6 委員外議員
鈴木好彦君 鈴木いせ子君 竹内喜代嗣君
小田信人君
- 7 地方自治法第105条による出席者
なし
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者
- | | |
|--------------|--------------|
| 副市長 | 忠 聡君 |
| 税務課長 | 建部昌文君 |
| 同課収納対策室長 | 大滝豊君(課長補佐) |
| 市民課長 | 尾方貞一君 |
| 環境課長 | 中村豊昭君 |
| 同課生活環境室長 | 長谷部俊一君(課長補佐) |
| 同課生活環境室係長 | 渡・智雄君 |
| 同課新エネルギー推進室長 | 田中章穂君(課長補佐) |
| 保健医療課国保室長 | 高橋晃君(課長補佐) |
| 同課健康支援室長 | 中村和子君(課長補佐) |
| 介護高齢課長 | 小田正浩君 |
| 同課高齢者支援室長 | 土田孝君(課長補佐) |
| 同課介護保険室長 | 大滝慈光君(課長補佐) |
| 同課介護保険室係長 | 近藤知子君 |
| 福祉課長 | 山田和浩君 |
| 同課福祉政策室長 | 木村静子君(課長補佐) |

同課福祉政策室副参事	中山晴剛君
同課福祉政策室係長	鈴木祐輔君
同課子育て支援室長	平山祐子君（課長補佐）
同課子育て支援室係長	小林毅君

10 議会事務局職員

局長	小林政一
書記	百武美奈

（午前9時57分）

委員長（渡辺昌君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定し、本日は市民厚生常任委員会所管分の案件を議題とする。

日程第1 議第83号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 山田和浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

福祉課長 おはようございます。それでは、議第83号 村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について説明させていただきます。本案であるが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、村上市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項で定める放課後児童支援員の基礎資格について、教員免許の更新講習を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするため、第4号を教諭となる資格を有する者から教員職員免許法第4条に規定する免許状を有するものに改め、また基礎資格を拡大するために、第10号に5年以上放課後事業健全育成事業に従事した者を加えるものである。以上、よろしく願いいたします。

（質疑）

尾形修平 この（10）で5年以上の放課後児童の健全育成に従事した者というのは、具体的にどういうことを指しているのか。

福祉課長 実は、第9号では高卒以上で2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業従事者という項目はあるのだけれども、こちらのほうは高卒以上という条件が定まっている。第10号については、学歴は問わないので、例えばになるが、中卒で5年以上従事した者というような方が対象になってくるかと思う。

尾形修平 この（10）で仮になられた方のその待遇というか、どのような待遇になるのだろう。
福祉課長 それは、今までと同様資格を持った方ということで、特段差はないものと考えている。

尾形修平 ということは、報酬に関しても変わらないということなの。
福祉課長 現在の報酬の規定の中では、特段差をつけるというようなものではない。

〔委員外議員〕

竹内喜代嗣 放課後児童健全育成事業は、希楽々に業務委託している業務委託というか、委託している事業も該当するのか。同じように支援制度あるのか。
福祉 課長 希楽々さんについては、神林の学童保育所のほうを指定管理ということでお願いしている状態である。ただ、支援すると今おっしゃったわけだけれども・・・
竹内喜代嗣 同じように適用されるのか。
福祉 課長 適用は同じになる。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第83号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第2 議第84号 村上市児童公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（福祉課長 山田和浩君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説明）

福祉 課長 議第84号は、村上市児童公園条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、荒川地区にある児童公園のうち、既に児童プールとして利用していない8カ所について本条例から削除し、用途廃止後に現在の消防水利や集落集会所、駐車場などの利用状況に合わせ整理をさせていただくものである。

（質疑）

長谷川 孝 児童公園の定義というのか、そういうのはどういうことなのか。
福祉 課長 条例上での定義ということになっているけれども、第1条で設置として、児童に健全な遊び場を与えるとともに、広く地域住民の利用に供することによって健康の増進と地域の連帯感の醸成に寄与するため設置したものというふうな設置の条文になっている。

長谷川 孝 ということは、遊具とかもちゃんと整備されているということが条件なわけか。
福祉 課長 現在児童公園のほうで設置されているのは、まず遊具あるいはプールなどが設置されているかと認識している。

長谷川 孝 それで、遊具とかが例えば壊れて撤去するとかというのが結構今多いような気がするのだ。それで、確かに子どもも少なくなっているし、危ないと言われれば、新しく取りかえるのよりもなくしたほうがいいのではないかと思うのが当然かもしれないのだけれども、だけれども、子どもが少ないときに、こういうようなきちんとした遊び場というのを提供してやらなければだめだというときに、今現在遊具が壊れていて新しく取りかえたとかではなくて、それをもう撤去してしまったとかいうのをよく聞くのだけれども、そういうような事例はやっぱりあるのか、教えてくれるか。

福祉 課長 公園に設置してある遊具の数などにもよるけれども、今壊れている遊具などが多くある。それについて当然危険であれば撤去という話にはなっていくわけなのだけれども、遊具の数が少ない公園については、撤去後に新たな遊具をとというふうなことで再設置も考えていきたいと思うが、ある程度遊具がそろっているというふうなところについては、まず危険のないように撤去あるいは遊具の少ないところについては、撤去のかわりに、撤去した後に新たなものを置きたいというふうなことで考えている。

尾形 修平 その今児童公園条例で設置している公園数、村上市全体で幾つある。

福祉 課長 公園数については、今条例を改正前ということで、全部で47カ所ほど名称挙がっている。荒川地区に32カ所、神林地区に15カ所というふうな状態である。

尾形 修平 私も、この新旧対照表を見ると、確かに今言われたように荒川と神林しかないわけだ。何で荒川と神林しかなかったのだ、今まで。

福祉 課長 正直申し上げて、最初の経緯というのは存じ上げないところはあるのだけれども、公園の整備の旧市町村単位の整備の仕方によるものだとは思っている。このほかに都市公園あるいは農村公園とか、いろんな形の公園があるので、荒川、神林以外の旧市町村の場合は、ほかの整備手法で整備した公園になっているものと認識している。

尾形 修平 今課長言われたように、この児童公園のほかにも農村公園とかというのが所管が違うから村上市にはあるわけだ。これ今福祉課の所管で、この条例で9つ削ることになっているけれども、実際私らがこうやって市内回ってみると、農村公園なんかでもそうなのだけれども、利用されていないケースがまま見受けられて、管理もされていないというような状況が見えるので、その辺福祉課長に聞くよりも副市長に今後の方向性を伺いたいと思う。

副 市 長 お答え申し上げたいと思う。確かに市内に設置されている各種いろんな公園があることは私も認識しているし、そこに設置されてある遊具を初めとする設備についても、必ずしも全部が全部完璧なものということではないように認識をしている。利用される方が安心・安全にそこで過ごせるように、改めて確認をした上で万全の対策を講じたいというふうに思う。よろしく願います。

木村 貞雄 今は現在はあれか、合併前から神林地区は早くそういった農村公園とか児童公園、これ国の補助事業で農林水産省のほうは農村公園であるし、厚生労働省も絡んでいるので、児童公園と名称は集落センターなんかみんな別に分けているのだけれども、国の補助の関係で。そのころは、区長さん方が頭になって、そういった今話されているような利用状況とか、こういう遊具が欲しいとか、いろいろな協議会みたいなものがあったのだけれども、今現在村上市ではそういうのをやっているか。

福祉 課長 児童公園に関しては、そういう協議会的な組織は持っていないかと思っている。

木村 貞雄 ほかの公園に関しても全然ない。

福祉 課長 所管が違うということにはなるけれども、私の知る限りでは、地域と公園について話し合う協議会的なところはないかと思っている。

木村 貞雄 終わる。

副 市 長 関連するけれども、それぞれの公園をどう維持管理するかという意味での協議会はないものというふうに私も認識しているが、たまたま昨日神林区長会からのお話ということで、神林地区にある、ある公園の遊具が少し壊れているというふうなことの意味での要望があったので、恐らくその地区、地区で区長会等が中心になりながらそういった話題を取り上げることはあるのではないかなと、そんな認識は持っている。

稲葉久美子 もちろんではこの公園は不必要、必要ないというふうにその町内から、集落から要望が出ているという状況なのか。

福祉 課長 今回廃止させていただく公園については、遊具のない公園になる。公園として今存在しているものになる。そして、利用実態として、今まであった例えばプールをもう壊してしまって更地になっていて、たまたま集落の公会堂脇にあるものだから駐車場として現実に利用されていたり、あるいはもう防火水槽として利用されている

というふうな利用目的が変わっているものだけに今回は上げさせていただいた。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第84号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第3 議第85号 村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(福祉課長 山田和浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

福祉課長 議第85号であるが、村上市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例及び村上市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてである。本案であるが、所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴って、これまで控除対象配偶者と表記していたものについては、同一生計配偶者というふうに名称が変更になったので、その名称変更に関する部分及び新潟県のひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱の改正に伴って、入院時生活療養費標準負担額の助成額に境界層該当者の区分が追加になったので、平成30年1月1日に遡及して所要の改正を行うものである。よろしく願いいたす。

(質疑)

長谷川 孝 結局今までよりも悪くなったのか、よくなったのか、変わらないのか教えてくれる。前段の税法改正に伴う部分なのだが、これは文言の変更ということだけなので、内容的には変わらないというふうに認識していただいて結構だ。後段の境界層該当の区分であるが、境界層ということ、もし生活保護該当したとすれば自分の自費で賄える。生活保護を受けない通常の形だと負担額とか生じるので、その部分は自分で払わなければいけないというふうになるわけだ。そうすると、自費では賄えないというふうな、ちょうど境界に位置する方については、今回追加したことによって対応させていただくということになるので、これはどちらかというプラスの面になるかと思う。

〔委員外議員〕

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第85号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第4 議第86号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

介護高齢課長 おはようございます。それでは、議第86号は、村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてである。本案は、介護保険法施行令の一部改正により、介護保

険条例第4条第1項第6号アにおいて引用している介護保険法施行令第38条の条項ずれが生じたことから、必要な改正を行うものである。内容は、新旧対照表の62ページをごらんください。介護保険法施行令第38条第4項が改正令による改正で削られ、同項と同じ内容を定める規定が介護保険法施行令第22条の2第2項として新設されたため、その引用に改めるものである。説明は以上だ。よろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第86号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

日程第5 議第90号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 小田正浩君)から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第90号 平成30年度村上市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでご説明いたす。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万円を追加し、予算の規模を78億9,210万円にしようとするものである。歳入のほうだが、7、8Pをごらんください。第8款繰入金、第1項第4目一般会計繰入金の2万8,000円の追加であるが、事務費等繰入金である。第9款繰越金、第1項第1目繰越金の207万2,000円の追加であるが、前年度繰越金である。次に、歳出のほうであるが、9、10Pをごらんいただきたいと思う。第6款諸支出金、第1項第3目償還金の207万2,000円の追加であるが、平成29年度事業確定による返還金となる。内容といたしては、平成29年度に交付を受けた40歳から64歳までの医療保険加入者の介護保険料について、平成29年度介護給付費の確定に伴い社会保険診療報酬支払基金に介護給付費交付金を返還するものである。次、第7款予備費、第1項第1目予備費の2万8,000円は、予算調整のための追加である。説明は以上である。よろしく願いいたす。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

[委員外議員]

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終結し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第90号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

渡辺委員長 これら議案審査等についての委員長報告書作成は、委員長に一任させていただきた

いと思うが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長　ご異議ないようなので、委員長報告書の作成は委員長に一任させていただく。

委員長(渡辺 昌君) 閉会を宣する。

(午前10時23分)